

核兵器廃絶に向けた取り組みを求める意見書

核兵器の廃絶は、世界で唯一の被爆国である我が国のみならず、平和を願う人類共通の願いである。

しかし、1970年に「核拡散防止条約」が発効されているにもかかわらず核兵器保有国は増えており、日本も隣国からの脅威を感じているのが現実である。

このような状況の中、本年7月7日に国連本部において、核兵器の非人道性を明示し、その使用や実験、保有などを法的に禁止する「核兵器禁止条約」が、122か国からの賛同を得て採択された。しかし、核軍縮の進め方をめぐる核兵器保有国と非保有国間、さらには非保有国間での意見の対立が顕在化している現状の中で、核兵器廃絶に向けた具体的な道筋は見通せないでいる。

日本政府は唯一の被爆国として、引き続き核兵器の非人道性を世界に訴え、核兵器廃絶に向けてリーダーシップを発揮していく責務がある。今後、核兵器廃絶に向けて日本政府が取り組むべきことは、核兵器禁止条約に至るまでの過程であらわになった核保有国と非保有国の中における条約推進国と非推進国との3者間の溝を埋めていく作業である。

今後も粘り強く核兵器廃絶に向かって国際社会を先導し、世界の人々、日本国民に核兵器廃絶への進捗が目に見える形で、実績を積み上げられるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月21日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣